

消費者基本計画工程表の パブリックコメントの実施結果について

令和5年6月
消費者庁 消費者政策課

消費者基本計画工程表のパブリックコメント実施概要

実施期間

- ・ 令和5年3月9日（木） パブリックコメント開始
- ・ 令和5年4月7日（金） パブリックコメント終了

提出意見の内訳

- ・ 提出者数 : 事業者・事業者団体 10団体、消費者団体 10団体、その他団体 7団体、個人 25名
- ・ 提出意見数 : 合計 276件（事業者団体等 36件、消費者団体 159件、その他団体 25件、個人 56件）

※当該パブリックコメントの内容と関係のない意見 : 1件（個人）

意見内容

・重点項目 1 「消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止」

- ・消費者の生命・身体に係る消費者事故等の発生・拡大防止に向けた取組は、消費者への注意喚起の強化が必要ですが、加えて、事業者が製品等の改善を図ることも欠かせません。事故情報を製品等の改善につなげていくことを取組に明記してください。

・重点項目 2 「特定商取引法の執行強化等」

- ・令和5年の取組予定事項として「マルチ被害者等向け支援窓口の設置」の追加。

・重点項目 5 「食品表示制度の適切な運用と時代に即した見直しの検討」

- ・取組事項aの「国際基準（コーデックス規格）との整合性の観点も踏まえて検討し、・・・」に関連して、「b加工食品の原料原産地表示制度」、「d遺伝子組換え食品表示制度」については、国際基準との整合性がとれていない表示制度であるため、普及啓発・理解促進のみ明記するのではなく、国際整合性の観点からわが国独自の表示制度の見直しを検討することにも言及していただきたいです。

・重点項目 9 「食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進」

- ・食品ロス削減の進捗状況が見える化することが必要です。中期が空白になっていますがKPIを設定してください。

意見内容

・重点項目11「公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進」

- ・公益通報者保護制度の定着・推進のためには、労働者の理解度の向上とともに、事業者における社会的責任の認知と体制整備にむけたフォローも必要となることから、事業者の規模別による体制の整備状況を把握するKPIを設定してください。

・重点項目13「消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備」

- ・学校教育の中での消費者教育と共に家庭での消費者教育も必要であると考えるので加筆してください。

・「消費者基本計画工程表」全体に関して

- ・施策の効果の検証には、KPIの設定が重要です。KPIの設定に当たっては、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）情報の他、各省庁等が保有する行政記録情報や民間が保有する様々な情報を組み合わせ、設定してください。消費者政策における課題や政策効果の把握を速やかに行うことができるように取組を進めてください。